

指定居宅介護事業所「まごころ」契約書

様（以下「利用者」という。）と 指定居宅介護事業所「まごころ」（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービス、重度訪問サービス（以下「サービス」という。）を受け、その利用したサービスに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を受け、その利用したサービスに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本契約は、利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護を公正中立に適切なサービスを提供することを定めます。

（期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに契約終了の申し出がない場合には、本契約は継続されるものとします。

（居宅介護計画及び契約支給量）

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、利用者・家族とともに居宅介護計画を作成します。利用者は、いつでも居宅介護計画についての意見を述べることや変更を求めることができます。

2 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第4条 事業者は、従事者を利用者の居宅等に訪問させ、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、また、日常生活支援等を居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

（利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービスの利用にかかる実費負担額を事業者を支払うものとします。

2 利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し利用者はこれを翌月25日までに支払うものとします。

（利用の中止・変更・追加）

第6条 利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出るものとします。

- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービスの利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 3 利用者が、利用日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただきません。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者に対し居宅において自立した日常生活を営むことができるよう利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって必要なサービスを適切に提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。 (安全配慮義務)

- 2 事業者は、本契約の内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。 (説明義務)
- 3 事業者及び従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た情報について、正当な理由がない限り第三者に開示することはありません。 (守秘義務)
- 4 事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 (身体拘束の禁止)
- 5 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、必要な措置を講ずるものとします。 (人権の擁護・虐待の防止)
- 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。 (記録保存整備義務)
- 7 利用者は、窓口業務時間(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分)に自分の記録を見ることができます。また、実費を負担してコピーすることができます。 (情報開示)

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたり事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。
- 3 利用者は、破損の恐れのあるもの、破損を絶対に避けたいものは事前に片付けるものとします。

(契約の終了)

第10条 本契約は、次の各号の事由が生じた場合には終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が転出した場合

(3) 利用者が入院・入所した場合

(4) 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(契約の解約・解除)

第11条 事業者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。

(1) 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは従業員の生命・身体・財産・信用を傷つける事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、また、その状況の改善が見込めない場合

2 利用者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとする。

(1) 事業者が正当な理由なく、本契約に定めるサービスを実施しない場合。

(2) 事業者の故意又は過失により、利用者もしくはその家族等の生命・身体・財産・信用を傷つける事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(3) 利用者から、本契約の解約・解除の意思表示がなされた場合。

(苦情解決)

第12条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員へ苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第13条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

事業者

住所 常陸太田市稲木町33番地

事業者名 指定居宅介護事業所 まごころ

印

代表者氏名 会長 石川 八千代

連絡先

80-7000